



平成 20 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 ク ラ フ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 要
(J A S D A Q コ ー ド 7 4 4 0)
(U R L <http://www.kraft-net.co.jp/>)
問 合 せ 先 ク ラ フ ト 株 式 会 社
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 理 部 長 ・ 井 本 秀 景
電 話 0 3 (3 2 6 5) 9 4 5 6 (代 表)

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の 繰上償還に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日付プレスリリース「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」等にてお知らせしておりますとおり、モルガン・スタンレー証券株式会社を割当先として、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）を発行しておりましたが、下記のとおり、本新株予約権付社債を繰上償還することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 繰上償還を行う銘柄の名称

クラフト株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

2. 繰上償還の方法

繰上償還日（下記 4. をご参照下さい。）における本新株予約権付社債の未償還残高の全額を、当社の選択による繰上償還条項（以下「本繰上償還条項」といいます。）に基づき繰上償還する予定です。

なお、本新株予約権付社債の発行日以後、平成 20 年 1 月 31 日までの間において、本新株予約権付社債について当社株式への転換は行われていません。

3. 繰上償還を行う理由

平成 19 年 12 月 7 日付プレスリリース「クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社の親会社であるクラフトフィナンシャルホールディングス株式会社（以下「KFH社」といいます。）は、平成 19 年 12 月 10 日から平成 20 年 1 月 28 日まで当社普通株式及び本新株予約権付社債に対して公開買付け（以

下「本公開買付け」といいます。)を行っておりました。

上記プレスリリースにおいてお知らせしておりますとおり、当社は、本新株予約権付社債のうち本公開買付けに対する応募がなされなかったものについては、平成 20 年 2 月 29 日を目処として本繰上償還条項に基づき繰上償還することとしており、同年 1 月 21 日開催の当社取締役会において、その旨決議しておりました。

平成 20 年 1 月 29 日付プレスリリース「親会社等及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本公開買付けに対しては、当社普通株式 7,227,900 株の応募がありましたが、本新株予約権付社債については本公開買付けに対する応募がなされませんでしたので、当社は、上記取締役会決議に基づき、本新株予約権付社債の全てを繰上償還することとなりました。

4. 繰上償還日 平成 20 年 2 月 29 日
5. 繰上償還価額 額面 100 円につき金 106 円

以 上

【ご参考】クラフト株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

- | | |
|--|------------------|
| (1) 発行日 | 平成 19 年 5 月 18 日 |
| (2) 発行総額 | 5,000,000,000 円 |
| (3) 未償還残高(平成 20 年 1 月 31 日現在) | 5,000,000,000 円 |
| (4) 従来償還期限 | 平成 24 年 12 月 4 日 |
| (5) 利率 | 利息は付さない。 |
| (6) 本新株予約権付社債に係る新株予約権行使時における 1 株当たりの払込金額(当初転換価額) | 2,148 円 |